

平成25年度新潟県警察官A（大学卒業者）採用試験（平成26年4月採用予定・第1回）の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

平成25年3月12日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員		受験資格
男性警察官A	74人程度		昭和58年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人
女性警察官A	12人程度		
男性警察官A（武道）	柔道	1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が2段以上の人で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人
	剣道	1人程度	男性警察官Aの受験資格に該当し、かつ、段位が3段以上の人で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれらに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人

警察官A採用試験は9月にも実施を予定している（第2回試験）。ただし、警察官A（武道）の第2回試験は実施しない予定。

男性警察官A採用試験の第1次試験は、新潟県が東京都（警視庁）、千葉県及び神奈川県と共同で実施するので、申込みの際に志望する都県を2つまで選択できる。ただし、新潟県以外の都県を第1志望とした場合は、新潟県を第2志望とすることはできない。女性警察官A、男性警察官A（武道）を受験する人は、新潟県以外の都県を志望することはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日時・会場

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した人について行う。

区分	日時	試験会場
第1次試験	平成25年5月12日 受付時間 午前8時30分から 午前9時30分まで	男性警察官A・女性警察官A 新潟国際情報大学 (新潟市西区みずき野3丁目1番1号)
		男性警察官A（武道） 新潟県警察学校 (新潟市西区小新西2丁目21番1号)
第2次試験 (新潟県の場合)	平成25年6月1日（予定）及び 6月24日から7月24日まで（予定）のうち指定する日時	新潟国際情報大学（予定） (新潟市西区みずき野3丁目1番1号) 新潟県庁（予定） (新潟市中央区新光町4番地1) 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査Ⅰ（男性警察官A（武道）を除く）	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び）する。
実技試験（男性警察官A（武道）のみ）	武道（柔道又は剣道）の技術及び技能について、実技試験を行う。 武道の受験者は、体力検査Ⅰは行わない。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。
体力検査Ⅱ	職務に必要な体力を有するかどうかを検査（20メートルシャトルラン）する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務執行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務執行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準	
	男性警察官	女性警察官
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行上支障がないこと。	
聴力	職務執行上支障がないこと。	
関節等	職務執行上支障がないこと。	

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験（適性検査を除く。）にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	教養試験	100点	40点以上 ※基準は目安であり、引き下げる場合がある。
	体力検査Ⅰ	腕立て伏せ 反復横跳び 立ち幅跳び	適否
			10点
			10点
実技試験（武道のみ）	100点	60点以上	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	30点	12点以上
	体力検査Ⅱ	20メートルシャトルラン	適否
	身体検査	—	男性32回以上 女性19回以上
			身体基準のとおり

*教養試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0～100点に分布する。

○教養試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

- B：当該種目の平均得点
C：当該種目の標準偏差

○体力検査Ⅰの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準については男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰの記録は、第2次試験における面接試験の参考とする。

7 合格者の発表

区分	日時	方法
第1次試験合格者	平成25年5月23日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	平成25年8月8日午後1時（予定）	県庁内の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を郵送で通知する。

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は、得点順に任用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて高点順に推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 平成26年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A（平成26年4月採用予定・第1回）採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として平成26年4月1日である。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与等

- (1) 採用後の給料は、平成25年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で211,800円である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服・制帽・ワイシャツ・ネクタイ・防寒服・雨衣・手袋・靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の配布等

受験申込用紙は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課に請求すること。

(2) 受験申込の方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 受験申込用紙に必要事項を記入し、新潟県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署・交番・駐在所に直接持参するか郵送する。

郵送する場合は、封筒の表に「警察官採用試験受験」と朱書きし、書留等確実な方法をとること。

イ 新潟県警察ホームページから電子申請を行う。

(3) 受付期間

ア 郵送又は持参の場合

- ・平成25年3月12日から4月11日午後5時15分まで受け付ける。

・なお、郵送の場合は、4月11日までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 電子申請の場合

・平成25年3月12日から4月11日午後5時15分まで受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施
- (8) 実技試験の実施
- (9) 身体検査の実施